

安八町人権教育の方針と重点

安八町教育委員会

【 安八町人権教育の方針と重点 】

人権問題は、侵すことのできない永久の権利としての人間の自由と平等に関する問題である。また、人権教育の中心となる理念は、憲法及び教育基本法の本旨に則り、人権尊重の精神を貫くことによって、民主的な人間としての資質の育成と民主的な人間関係の醸成を図ることである。人権教育の推進に当たっては、学校・家庭・地域社会が一体となって計画的、継続的に取り組むことが肝要であり、全ての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会を実現するため、世の中にある不合理な差別をなくすように、あらゆる社会生活の場面において人権に関する学習を推進する。

【参考：岐阜県人権教育基本方針（平成30年3月29日）】

方 針

☆人権尊重の精神に基づく人権教育の推進

- 推進体制の整備・充実と関係諸団体（学校教育機関、人権擁護委員等の人権擁護機関）との連携強化
- 偏見や差別意識の解消と人権意識の高揚

施 策 と 重 点

1. 学校における人権教育

道徳的価値を自分との関わりで考えるとともに、多様な考え方や感じ方に接することで自他の存在（いのち）を大切にする心を育む。

- ◎多様な考え方や感じ方に接して物事を多角的・多面的に考え、自己の生き方についての考えを省察し、自他の存在（いのち）を大切にする心を育む道徳の時間の充実
- ◎家庭や地域社会と連携し、豊かな体験を通して道徳性が養われるような実践に取り組み、地域ぐるみの道徳教育を推進する。

2. 社会教育における人権教育

社会教育においては、全ての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会を実現するため、世の中にある不合理な差別をなくすよう、あらゆる社会生活の場面において人権に関する学習を推進する。

- ◎社会人権教育の推進 生涯学習講座、家庭教育学級、出前講座等での人権学習の位置付け
各種生涯学習講座・家庭教育学級・出前講座等の社会教育活動に、人権問題の学習機会を位置付け、正しい認識と人権意識の高揚に努める。（様々な人権問題に対する認識力・自己啓発力・行動力を培う）
- 人権教育に関する学習機会の情報提供
 - ・人権問題解決のための学習機会と指導体制の充実を図る。
 - ・人権教育に関するさまざまな情報提供と関係機関との連携強化
 - ・人権啓発記事の町広報誌への掲載（「みんなで築こう 人権の世紀」）
 - ・県、県教育委員会、団体等の主催する研修会に積極的に参加し、指導者の資質の向上に努める。
 - ・学校や家庭、関係諸団体との連携を図りながら地域ぐるみの人権教育の推進に努める。